

戸別所得補償モデル対策が 4月からスタートしました

戸別所得補償モデル対策のねらい

自給率向上のポイントとなる麦・大豆・米粉用米・飼料用米などについて、シンプルで分かりやすい助成体系の下に生産拡大を促す対策と、水田農業の経営安定を図るために、恒常的に赤字に陥っている米に対して補てんする対策をセットで行います。

自給率向上事業（水田利活用自給力向上事業）

自給率向上のために水田で麦・大豆・米粉用米・飼料用米などを生産する販売農家・集落営農の皆さんに、主食用米と同等の所得を確保できる水準の支援を行います。

交付単価(全国一律)

作物	単価(10アール当たり)
麦、大豆、飼料作物	35,000円
〔水田経営所得安定対策の単価(全国平均)〕	小麦(田) 40,000円 大豆(田) 27,000円
新規需要米 (米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲)	80,000円
そば、なたね、加工用米	20,000円
その他作物(都道府県単位で単価を設定します。)	10,000円
二毛作助成 (主食用米と戦略作物又は戦略作物同士の組み合わせ)	15,000円

※戦略作物:麦、大豆、飼料作物、米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲、そば、なたね、加工用米

交付対象者

米の「生産数量目標」の達成に関わらず助成対象になります。

激変緩和措置

交付単価がこれまでの対策に比べて減少する地域で継続して作物を生産できるよう交付単価の調整を行います。

- ※ 「捨て作り」には交付されません。収穫や出荷を行うことが必要です。
- ※ 水田経営所得安定対策の固定払の交付を受けている農家が、今年から新たに新規需要米を生産し、助成を受けようとする場合は、麦・大豆からの作付転換分に相当する固定払の交付申請を行わないことが必要です。